

仕 様 書 (リース、レンタル用)

子ども若者はぐくみ局第二児童福祉センター

(担当 庶務係 藤田・坂本 電話 612-2727)

| | |
|---------|--|
| 件 名 | 自動車のリースについて |
| 契 約 期 間 | 令和 8 年 8 月 1 日 ~ 令和 1 3 年 7 月 3 1 日 |
| 契 約 条 件 | <p>1 納車 契約期間の開始日から使用可能となるよう納車すること。</p> <p>2 支払方法 毎月均等払い</p> <p>3 期間満了後の物件の取扱い 業者引取り</p> <p>4 保守管理(月走500km~1,000km程度) (1) タイヤ交換(季節に合わせて通常タイヤとスタッドレスタイヤの入替え) (2) 車検(定期点検整備及び継続検査) (3) 法定定期点検整備(12 箇月) (4) 燃料等を除く通常消耗品(交換必要時) タイヤ(通常タイヤ及びスタッドレスタイヤ)、バッテリー、 エンジンオイル、ワイパーゴム等(材料、工賃含む。) (5) 故障修理(有責故障を除く。) 灯火類の電球切れ、ベルト切れ、エアコンガス補充等</p> <p>5 4以外でリース料に含まれる項目 (1) 自動車税 (リース期間中) (2) 自動車重量税 (リース期間中) (3) 自賠責保険 (リース期間中) (4) 自動車税環境性能割 (5) 自動車リサイクル料金 (6) 登録納車費用 (7) 点検・故障時等の代車(2日以上)の費用 (8) スタッドレスタイヤ又はラジアルタイヤへの交換費用 (9) カーナビゲーションシステム(TV受信機能なし)の費用</p> <p>6 その他 別紙「軽自動車リース仕様書」参照</p> <p>7 京都市長期継続契約に係る特約事項 (予算が減額された場合等の途中解約) (1) 京都市(以下、「発注者」という。)は、翌年度以降において賃借料に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>(2) 前項の規定により、発注者がこの契約を解除した場合において、この契約の賃貸借の対象となった物件に係る契約者（以下、「受注者」という。）の取得費用及び付随費用の合計額が、既に発注者が受注者に対して支払った賃借料を上回っていても、受注者は、その差額を発注者に請求することはできない。</p> <p>(3) 受注者は、前項に定めるもののほか、第1項の規定により発注者がこの契約を解除したために生じた損害の賠償について、発注者に請求することはできない。</p> |
|--|--|

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。

軽自動車リース仕様書

子ども若者はぐくみ局 第二児童福祉センター

第1条 この仕様書は、次に示す車種に適用する。提供車両は、京都市公用車購入等に係る車種選定要綱に適合した以下のいずれかの車種とする。

- (1) 車種
スズキワゴンR 5AA-MH95S 又は、
同等車両（ただし、以下の(2)及び(4)～(8)すべてを満たす車両)
- (2) 年式
令和8年式（新車）
- (3) 台数
1台
- (4) 乗車定員
4名
- (5) 排気量
660cc以下
- (6) 原動機
ハイブリッド
- (7) 燃費性能
25.1km/L以上
- (8) その他
 - (ア) 2WD
 - (イ) オートマチックトランスミッション又はCVT
 - (ウ) ボディ色：ベージュ系又はネイビー系

第2条 契約者は、京都市が行う完成検査（付属品の取付けを含む。）を受けなければならない。
完成検査の実施場所は、京都市子ども若者はぐくみ局第二児童福祉センター（京都市伏見区深草加賀屋敷町24-26）とする。

第3条 契約者は、車両納入前後に次の書類、図面等を京都市に提出しなければならない。

- (1) 取扱説明書 1部
- (2) 自動車検査証及び自動車賠償責任保険証明書
- (3) 環境仕様書（排ガス性能及び燃費が記載されたもの）
- (4) その他、京都市が必要とする書類等

第4条 契約者は、次の付属品を取付け、又は揃えて納車すること。

- (1) ナンバーフレーム<純正品> 1式
- (2) サイドバイザー（各ドア）<純正品> 1式
- (3) フロアマット 1式
- (4) スタッドレスタイヤ（ホイール付き） 1式（4輪分）
- (5) AM、FMラジオ 1式
- (6) パンク修理用交換タイヤ等（応急修理キット可）
（スペアタイヤ、ジャッキ、工具） 1式
- (7) 衝突軽減ブレーキ 1式
- (8) ドライブレコーダー（前方のみ） 1式
- (9) 後方踏み間違い防止装置
（インテリジェントクリアランスソナー等） 1式
- (10) バックモニター（ナビレディ等） 1式
- (11) カーナビゲーションシステム（TV受信機能なし） 1式

第5条 納入時には、十分な点検整備を行っておくこと。

第6条 納入場所は、子ども若者はぐくみ局第二児童福祉センターとする。

第7条 保証及び責任確立

- (1) 納車後にメーカー指定範囲の故障及び損傷等(事故及び過失の損傷は除く。)が生じた場合は、契約者が無償交換、修理又は改造等を行うこと。
- (2) 製作上の欠陥による故障及び損傷等については、契約者が使用期間中保証すること。
- (3) 整備上の所要部品は、契約期間中確保すること
- (4) 車検、点検整備時には、概ね2箇月前に書面にて通知を行うこと。

第8条 契約成立後は、契約者は直ちに子ども若者はぐくみ局第二児童福祉センターに連絡し、納入時期、架装及び塗装等に関する事項の確認を行うこと。

第9条 任意保険(契約対象外)更新のため、自動車検査証の写し(1部)を納車日の7営業日前までに、子ども若者はぐくみ局第二児童福祉センターに提供すること。

第10条 納車までに必要な諸手続きに係る経費については、契約金額に含めること。

第11条 本仕様書に疑義が生じた場合、又は構造を変更する場合は京都市の指示に従うこと。